

委託業務契約について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので
公告します。

令和7年1月21日

奈良県知事 山下 真

第1 業務概要

(1) 業務名

奈良県家畜保健衛生所再編整備基本構想作成業務

(2) 業務内容

家畜保健衛生所業務第一課及び業務第二課の機能の統合及び建替を検討し、本業務スケジュールの立案、防疫衛生上適切な平面図及び施設配置等の作成、建替候補地案の作成及び絞り込み並びに地元及び関係者向け資料の作成等をする。

詳細は、別紙「奈良県家畜保健衛生所再編整備基本構想作成業務説明書」による。

(3) 委託料上限額

金 9,306,000 円（消費税及び地方消費税込み）を限度とする。

(4) 履行期限

令和7年7月31日（木）

第2 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

(1) 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、建設コンサルタント「都市計画及び地方計画」又は「施工計画、施工設備及び積算」部門のいずれかの資格を有していること。

(2) 過去10年以内（平成26年4月1日から公告日まで）に、官公庁（国、地方公共団体、独立行政法人等）の庁舎又は施設の新築又は建替に係る基本構想又は基本計画を作成した経験（業務が完了したものに限る。）を有すること。

(3) この業務を行う期間中、管理技術者（1名）、担当技術者（2名又は3名）及び照査技術者（1名）を配置（各技術者の兼任は不可）すること。

管理技術者及び照査技術者は、次に掲げる①～④のいずれかの資格を有すること。
なお、①・②については選択科目が「都市計画及び地方計画」又は「施工計画、施工設備及び積算」、③・④については、技術部門が「都市計画及び地方計画」又は「施工計画、施工設備及び積算」であること。

① 技術士（総合技術監理部門（建設））

② 技術士（建設部門）

③ 建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者

④ シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）

なお、配置される技術者は直接的な雇用関係（代表者可）にある者とし、そのうち管理技術者にあつては本業務契約締結日以前に3か月以上の雇用関係（代表者可）にあること。ただし、照査技術者については、再委託できるものとする。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 参加表明書の提出の日から特定通知の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約及び奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」という。）を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (9) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなす。
- (10) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (11) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人でないこと。
- (12) 上記(10)および(11)並びにそれらの構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人でないこと。
- (13) 役員等（役員および経営に事実上参加している者。以下同じ。）が暴力団等の利益となる活動を行う法人でないこと。

- (14) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係(相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。)を有している法人でないこと。

第3 手続き等

(1) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町 30

奈良県 食農部 畜産課 防疫衛生・畜産振興係(県庁分庁舎5階)

TEL: 0742-27-7450 FAX: 0742-22-1471

メール: chikusan@office.pref.nara.lg.jp

(2) 参加表明書作成に関する質問の受付、回答及び参考資料の閲覧

① 提出方法

質問がある場合は、メール(任意様式)で提出し、電話にて受信の確認をすること。

② 提出先

担当部局

③ 受付期間

令和7年1月23日(木)の午後4時まで

但し、受信の確認は、午前9時から午後4時まで(12時から13時を除く)とし、奈良県の休日を定める条例(平成元年3月奈良県条例第32号)第1条に定める休日(以下「県の休日」という。)を除く。

④ 回答

令和7年1月27日(月)までに、奈良県畜産課ホームページに掲載する。

⑤ 閲覧方法及び期間

- ・以下の参考資料の閲覧を希望する場合は、担当部局において閲覧することができる。
 1. 家畜保健衛生所の現状や課題を整理した内部検討資料
 2. その他本業務に必要となる書類※「2. その他本業務に必要となる書類」については県と協議の上、閲覧の可否を判断する。
- ・参考資料の貸与は認めない。
- ・閲覧希望日時を事前に担当部局まで電話にて連絡すること。
- ・閲覧は、令和7年1月28日(火)の午後4時までとする。但し、閲覧及び閲覧希望日時の連絡は、午前9時から午後4時まで(12時から13時を除く)とし、県の休日を除く。

(3) 参加表明書の提出

① 提出方法

持参に限る。

② 提出先
担当部局

③ 提出物

- ・様式 1 参加表明書 1 部
- ・様式 2 企業の元請実績 1 部
- ・様式 3 予定技術者の資格等 1 部

④ 提出期限
令和 7 年 1 月 28 日（火）の午後 4 時まで
但し、参加表明書の持参は午前 9 時から午後 4 時まで（12 時から 13 時を除く）とし、県の休日を除く。

（4）技術提案書提出者の選定及び通知

① 選定について

参加資格を有すると確認された者が 6 者以上の場合は、参加表明書を基に書類審査を行い、上位 5 者までを選定する。

② 通知について

参加表明書を提出した者には、技術提案書の提出依頼（技術提案書提出依頼書）又は非選定の通知（非選定通知書）をする。非選定通知書には、選定しなかった理由を記載する。

③ 非選定理由の説明申請について

非選定通知書を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して 5 日（県の休日を除く）以内にその理由の説明を書面により求めることができる。

（5）技術提案書作成に関する質問の受付、回答及び参考資料の閲覧

別途、技術提案書提出依頼の通知時に指定する。

（6）技術提案書の提出

別途、技術提案書提出依頼の通知時に正式に指定する。

① 提出方法
持参に限る。

② 提出先
担当部局

③ 提出物

- ・様式 4 技術提案書 正 1 部、副 1 部
- ・様式 5-1~2 実施能力に関する技術提案 正 1 部、副 1 部
- ・様式 6-1~3 企画力に関する技術提案 正 1 部、副 1 部
- ・参考見積書（任意様式） 1 部

本業務説明書の全ての業務（技術提案書の内容を含む）に要する費用について記載すること。

なお、この資料はあくまでもヒアリング時の説明用資料であるため、技術提案書

に記載されていない提案が記載されていても評価の対象とならない。

④ 提出期限

令和7年2月13日（木）の午後4時まで（予定）

但し、技術提案書の持参は午前9時から午後4時まで（12時から13時を除く）とし、県の休日を除く。

(7) ヒアリング

技術提案書について、ヒアリングを実施する。以下を予定しているが、詳細については技術提案書提出後に個別に通知する。

① 日時

令和7年2月中旬（予定）

② 場所

別途通知する

③ 出席者

予定管理技術者（必須）、予定担当技術者（任意）

※予定照査技術者は出席できない。

④ ヒアリング時間

プレゼンテーション（15分）、質疑応答（10分）

※ヒアリング時のパソコンの使用は認めない。

(8) 受託業者の特定

① 審査

参加表明書、技術提案書及びヒアリングを基に審査し、最高得点者を特定する。

② 通知について

技術提案書を提出した者には、特定又は非特定を通知する。このうち、特定しなかった者に対しては、その理由を書面により通知する。

③ 非特定理由の説明申請について

非特定通知書を受けた者は、非特定通知書の通知日の翌日から起算して5日（県の休日を除く）以内にその理由の説明を書面により求めることができる。

第4 参加資格の確認

受託業者として特定された者は、参加資格があることの確認を受けなければならない。提出書類については、特定後に別途通知する。

第5 その他 留意事項

(1) 契約の締結

「第3 手続き等」の「(8) 受託業者の特定」により特定した最優秀提案者と契約を締結する。ただし、契約締結までの間に、競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しない。

(2) 契約保証金

奈良県契約規則（昭和39年5月規則第14号）第19条の定めるところによるものとする。

- (3) 本業務説明書及び閲覧資料により得た情報は、参加表明書又は技術提案書の作成以外の目的に使用してはならない。
- (4) 本業務説明書及び選定された技術提案書に基づき、特記仕様書を作成することとし、この特記仕様書に基づき契約することとする。
- (5) 本業務の履行にあたっては、別途作成する特記仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携（令和2年10月奈良県県土マネジメント部）」によるものとする。
- (6) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要した費用は、提出者の負担とする。
- (7) 本業務の契約までの手続き及び履行にあたっては、「奈良県食農部プロポーザル方式（公募型）実施要領」によるものとする。
- (8) 提案者が2者に達しない場合については、参加資格要件を満たしていれば審議を継続することとし、選定審査会にて事業者の技術提案書を総合的に判断することとする。
- (9) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいう。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届出書」を提出すること。なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行うこと。
- (10) 契約締結後、受注者が次の各号いずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、違約金支払い義務が生じる。
- ① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し又は関与していると認められるとき。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」

という。)に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

⑦契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(第6号に該当する場合を除く。)において、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらず従わなかったとき。

⑧本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(11) 上記(10)の⑧の届け出を怠った場合は「奈良県建設工事等請負契約及び奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領」に基づく入札参加停止措置を行う場合がある。

(12) 本業務を受注しようとする者は、平成27年4月1日に施行された、奈良県公契約条例(平成26年7月奈良県条例第11号)で規定される以下の遵守事項等を理解した上で受注すること。

① 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本工事を適正に履行すること。

② 本工事の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

・最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。)の支払を行うこと。

・健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。

・厚生年金保険法第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。

・雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

・労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

③ 本業務の一部を、他の者に請け負わせようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

以上